

都市景観形成基準適合確認書
(都市景観誘導地域)

都市景観形成基準			チェック欄
建築物及び工作物に関する基準	形態・意匠	○ 公共空間（道路や河川、公園等）への正面性に配慮しつつ、周囲の町並みや環境との調和を図るとともに、壁面の後退や分節化などにより、圧迫感を与えないように配慮する。	☐
		○ 道路に面した車両の出入口は、必要以上に大きくならないようにし、町並みの連続性に配慮する。	☐
		○ 屋根や壁面の形態・意匠は、周辺の町並みや環境に配慮する。	☐
		○ 共同住宅では、バルコニー等の形態の工夫により、公共空間（道路や河川、公園等）から洗濯物などが見えにくくなるように配慮する。	☐
		○ 屋外階段は、建築物本体との一体感や調和に配慮する。	☐
		○ 屋外に設置される建築設備等については、公共空間（道路や河川、公園等）から目立たないような場所への設置や目隠しの設置について配慮する。	☐
		○ 自然素材の使用に努める。	☐
	色彩の基準	○ 建築物の外壁や工作物の外観を構成するものの色彩は、周囲の町並みや環境との調和を図るとともに、表 1 のとおりとする。	☐
		○ 各立面につき、当該面積の 10 分の 1 以下の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、表 1 は適用しない。	☐
		○ 建築物の外壁や工作物の外観を構成するものは、原色に近い色彩はできるだけ避けるものとする。	☐
		○ 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する色の数や面積等のバランスに十分配慮する。	☐
		○ 着色していない木材、土壁（漆喰仕上げを含む）、石材、ガラス、金属等の材料によって仕上げられる部分の色彩は、表 1 は適用しない。	☐
		○ 他の法令により定められた色彩については、この制限を受けないものとする。	☐

様式第 1 号（第 2 条関係）

建築物及び工作物に関する基準	形態・意匠への配慮・工夫事項の説明		
	門塀・擁壁等	○ 道路に面して門塀、擁壁等を設ける場合は、その前面に植樹するなど圧迫感を与えないように配慮する。	☐
	門塀・擁壁等への配慮・工夫事項の説明		
その他の基準	夜間景観	○ 屋外の照明は、周辺環境に配慮し過剰な光が周囲に拡散しないように配慮する。	☐
		○ 屋外の照明は、建築物や工作物の形態・意匠や用途に合わせ、それぞれにふさわしい色温度となるように配慮する。	☐
	屋外広告物	○ 川越市屋外広告物条例や関係法令を遵守する。	☐
		○ 屋外広告物は、配置計画や建築計画と一体的な形態・意匠となるように配慮する。	☐
	緑化等	○ 既存樹木については、できる限り保存し活かす。	☐
		○ 公共空間（道路や河川、公園等）に接する部分については緑化を図るなど、空間のつながり方に配慮する。	☐
その他の基準への配慮・工夫事項の説明			

＜表 1 都市景観誘導地域の色彩の範囲＞
（数値はマンセル表色法によるマンセル値）

色 相	明 度	彩 度
7. 5R～7. 5Y（7. 5Y は含まない）	2 以上 9 以下	6 以下
7. 5Y～7. 5GY（7. 5GY は含まない）	2 以上 9 以下	4 以下
7. 5GY～7. 5RP（7. 5RP は含まない）	2 以上 9 以下	2 以下
7. 5RP～7. 5R（7. 5R は含まない）	2 以上 9 以下	4 以下

備考 チェック欄については、該当する□にレ点を記入してください。